

財政学 2

crimsonbach

2006年7月30日

前回リカードの等価定理の確認をしたので、本稿では同定理の妥当性について、いくつかの検討を行うことにする。まず、リカードの等価定理について、簡単に復習をしておく。リカードの等価定理によると、租税 / 国債調達は消費行動に影響を及ぼさない。つまり、政策の効果は

$$\Delta B_{t+1} = -\Delta T_t.$$

$$\begin{aligned}\Delta S_t &= m_t - C_t \\ \text{貯蓄} &= -\Delta T_t + 0 \\ &= -\Delta T_t.\end{aligned}$$

であるから、 t 期における貯蓄の増加は減税分と同値である。

では、定理に妥当性についてこれから検討に入るが、まず第一に、もし $-\Delta T_t$ の返済が $t+2$ 期以降であれば、 $t+1$ 期に死亡する個人の生涯可処分所得は増加する、という意見があるかもしれない。前回の 2 期間生存する個人（若年，老年）の予算制約より、

$$C_t + \frac{1}{r+1}C_{t+1} = m_t + \frac{1}{r+1}m_{t+1}.$$

に伴い、個人は生涯消費を増大させると、公債負担の次世代（以降）への転嫁が生じ、 $t+j$ 期償還で $-(1+r)^j\Delta T_t$ の純損失となる。この意見に対する反論としては、遺産動機が存在がある。 $t+2$ 期に子どもが生まれるとする。

$$u_t = t(C_t, C_{t+1}) + \delta u_{t+2}$$

であるとする（ δ は割引率）、 t 世代は次世代（以降）の負担増を考え、所得の一部を遺産として残すから、遺産額は減税分の現在価値と同値になり、結論として消費行動は変わらないことがわかる。これをバローの等価定理という。同定理によると、遺産動機があるとき、租税 / 国債調達は国債償還期限に関わりなく、消費行動に影響を及ぼさない。これは、利他的動機に基づいた遺産行動の存在といえるかも知れない。

第二に、民間主体の合理性の問題がある。恒常所得仮説によると、家計は生涯に得られる（と予想される）可処分所得に従い、生涯消費を決定する。恒常所得仮説における減税の経済効果は、所得の増加につながり、消費の増加に結びつく。ここで注意しなければな

らないのは、恒久減税と特別減税（期限付きの減税）の違いである。特別減税は、生涯所得に与えるインパクトは少なく、生涯消費に変更はない一方で、恒久減税（増税）は生涯所得を変更し、これが生涯消費を変更する。したがって、リカード・バローの等価定理は、恒常所得仮説の帰結であり、個人の合理性と情報（将来の見通し）に依存している。